

保護者対応トラブルと学校近隣トラブル



研究ノート

小野田 正 利*

Japanese Schools have some troubles with parents and neighborhood

Key Words : school troubles with neighborhood, noise-control, student council

学校近隣トラブルに着眼

具体的なデータに基づき、学校と保護者の間に深刻なトラブルが発生することを、日本で（おそらく世界でも）最初に考究してきた私は、もう一方で学校が抱える近隣トラブルの研究も進めてきた。それが近隣住民からは「迷惑施設」(Not In My BackYard、通称NIMBY・ニンビー)と捉えられるようになった教育施設のあり方だった。「住民の反対で保育園の開設を延期」「子どもの声がうるさいと地域からの苦情が急増」「部活動は迷惑だというクレームで活動時間を縮小」——この20年あまりの間に、都市部だけでなく全国各地で、学校や幼稚園・保育園と近隣住民との間に生じる摩擦が大きくなっている。

自然科学と違って社会科学は、実験群と統制群のような比較研究ができないため、「似て非なる社会現象」を同時に考察しながら、その違いと類似点を探ることで、それぞれの本質に近づくことが可能となる。学校を舞台とした現代的なクレーム・トラブルは、一つは保護者との間に生じるものであり、もう一つは周辺住民との関係である。クレーム・トラブルは研究にはならない、と当初は酷評されたが、大型の科学研究費を6度も獲得し続けている。他大学のような教育学研究科ではなく、大阪大学の「人間科学研究科としての教育学」として、これらの問題を追究できた私は幸せだったと思う。

「保護者対応トラブル」と「近隣トラブル」の違いは、次の3点にまとめることができよう。①保護者対応問題は、子どもの卒業とともに収束していくことが多いが、近隣トラブルは、どちらかがいなくなるまで続く深刻さを抱える（ほぼ日常的なトラブル）。②バスや電車の中の赤ん坊の泣き声や子どもの声は、退出するなど逃避可能で一時的なものであるが、何らかの改善が行われない限り、終の棲家の住民はそのような状況からは逃れられない（不可避性）、③これに加えて、学校・園側は「自分たちが公共性（錦の御旗）を持っている」という意識で住民に立ち向かう傾向があること（非対等性による交渉）である。

主として音や声をめぐる苦情

学校・園が近隣住民に与える「迷惑」環境や行為は【表】のように、多種多様であり一方的であるため、被害者感情が募る傾向を持ちやすい。この研究は、30年前に務めていた長崎大学での経験が発端になっているが、海からすぐ山という、神戸よりも急峻な土地柄だっただけに、砂ぼこりをめぐる問題が大きかった。しかし一般的には、声や音をめぐる問題が一番である。

騒音という問題ならばデシベルを低下するしかないが、実は騒音トラブルは音量が問題になるのではなく、相手との心理的要因が大きく左右する「煩音」問題（橋本典久・前八戸工業大学教授、現・騒音問題総合研究所長）として捉える必要がある。つまり「被害者側」と「加害者側」の人間関係によって規定されることがほとんどだ。

それは単に寛容性がない、という一言で済ませられる問題ではない。学校周辺に住む人は全人口の1%以下であるが、当事者にとってみればたまらない辛さがある。これに加えて、就労状態の激変（深夜



* Masatoshi ONODA

1955年1月生まれ
名古屋大学法学部(1977年)、同教育学研究科(1982年)
現在、大阪大学 人間科学研究科 教育制度学研究室 教授 教育学博士
TEL: 06-6879-8112
FAX: 06-6879-8112
E-mail: onoda@hus.osaka-u.ac.jp

【人間の生身の行動に関するもの】通常教育活動に伴う児童・生徒の声、校舎から近隣住宅への視線、登下校中のぶしつけな振る舞い、大量の人数での移動（通学路、校外活動を含む）、学校行事や部活動にともなう声や音（太鼓、ブラスバンド、野球のかけ声、サッカーやテニスボールなどの打撃音）、子どもの路上への飛び出し、学校行事や大会時の送り迎えの際の保護者の駐車・駐輪など。

【人工的なもの】学校のチャイム・スピーカーによる放送音、大量のエアコン室外機の音と風、夜間照明、ピストル音（陸上競技）など。

【学校・園が持つ環境に起因するもの】校庭の砂ぼこり、植栽（落ち葉、毛虫）、ボール類の飛来など。

労働者の急増）、世代別年齢層の偏り（団塊の世代がリタイアして自宅に）、学校や園側の配慮のなさは、当事者にならないと分からない。よく使われる「お互い様だよ」という言葉は、関係のない者たちから一般論として語られると、少数派へと閉じこめられるだけに、時として暴走（幸いに子どもが犠牲となった事件はないが、隣人殺人は一定数発生）することもある。

受忍限度論

「成長過程にある子どものことだから大目に見る」という寛容性は一部では残っているが、他方で住民からは「我慢にも限界がある」と感じることも少なくない。「子どもの発達・学習権の保障」と「隣人住居の平穏という人格権の保障」を、どうやって両立させていくことが可能だろうか。

昨年の夏に関西のローカルニュースでは、住宅地にある「葬儀場」をめぐるトラブルが何度も取り上げられた。4年前の2014年に全国ニュースとなったものに神戸市東灘区の保育園騒音訴訟がある。後者は、大阪地裁・高裁ともに原告住民の訴えを認めなかったが、裁判所は「受忍限度」に関わって、保育・教育施設の公益性や公共性をことさら重視せず、住民にその我慢を強いることは認めていないことに注意する必要がある。

この園の法人は、開設にあたって周辺近隣と何度も話し合いの機会をもち、1年延期し、かつ法人側負担で近隣住居の窓を二重にする姿勢を重ねていた。加えて、園庭と原告宅で音量計測した結果「まあ、この程度ならば」ということが評価されたのである。不法行為の成立の場合に「社会通念」や「受忍限度」

が語られるが、どちらも固定的なものではない。「公共施設だから」「昔からここにあった」という理由や説得では収まりがつかなくなったいま、紛争やトラブルを少しでも緩和しながら、双方が「折り合い」をつけていくためには何が必要か。

当事者は子ども（生徒）である

科研費・挑戦的萌芽研究（15K13180）の成果物としての『「迷惑施設」としての学校』（参考文献を参照）の中で、端から見ればとんでもない提案を、私は2つおこなっている。一つめは「学校も町内会に入ろう！」であり、二つめは「生徒がトラブル解決の主役になれ！」である。しかし、これは現実的で実効ある策である。すでにいくつかの保育園は町内会に加入することを通して、周辺住民と良好な関係を築いている。

後者の意図は、次のような対処方法が多く、そのことから問題がより複雑になり混迷を深めている実態があることから生まれた。一般的に、一部の住民からのクレームとはいえ、何らかの改善対策を求められた学校は、教職員だけでその問題を処理しようとする傾向がある。住民を「押し返す」ことができなかった教職員は、今後の行動制限を一方的に生徒たちに通告する。そのため、教職員をはさんで、本来的な当事者である住民と生徒側の対立も先鋭化しやすい。

この問題の解決に、生徒たち自身が取り組み始めた学校として、長野県立松本深志高校がある。部活動によって学校から出る音をめぐって、かねてから住宅街側の体育館の窓は閉鎖、ブラスバンドの屋外での音出しは禁止という窮屈さが長く続いていた。

それを打開したいとして、生徒会が中心となって地区住民を戸別訪問し、話し合いの場を昨年(2017年)5月に立ち上げた。住民代表・生徒代表・教職員代表の3者が集う「鼎談深志」である。

この成果から、試行的に窓の一部開放および時間帯(予告のチラシ配布)を決めての屋外での音出しが「許される」成果が生まれた。私が鼎談を傍聴できたのは2回目(9月1日)と3回目(11月16日)であるが、活発な議論が交わされ「お互いの思い」を出し合う中で「折り合える部分はどこにあるか」を探る重要な試みが展開されている。生徒たちは毎日出会ってはいるが、絶対に話すことのなかった地域住民の人たちとの対話や合意形成は、近隣トラブルを「自らの問題」として解決するという本質的なことを教えてくれる。会議では、さらに親による生徒の送迎車の駐車問題、災害時に高校生による高齢化した住民の救援活動も議題となっている。

なお、同校の放送部による「鼎談」発足の経緯を

8分間にまとめた映像作品が、昨年の第64回NHK全国高校放送コンテストで優勝に輝いた。

参考文献

1. 保護者対応トラブルについては、小野田正利『悲鳴をあげる学校ー親の“イチャモン”から“結びあい”へ』旬報社、2006年、小野田正利『親はモンスターじゃない!ーイチャモンはつながるチャンスだ』学事出版、2008年、小野田正利『普通の教師が普通に生きる学校ーモンスター・ペアレント論を超えて』時事通信社、2013年、など多数。
2. 具体的な実践のための視聴覚教材として、小野田正利監修、日経 VIDEO & DVD『教員のための保護者対応力向上シリーズ』全6巻、日本経済新聞出版社、2012年。
3. 小野田正利『「迷惑施設」としての学校ー近隣トラブル解決の処方箋』時事通信社、2017年。

